



事務センターだより 第1号

R3. 5. 20 文責：水本・福田

平成28年4月の発足から、山鹿市学校事務センターは6年目を迎えました。今年度は班編制を改め、業務の効率化を図り、様々な負担軽減に努めていきたいと思っております。事務センターで行う業務については、月1回発行の事務センターだより等で情報提供に努めます。(4月に発行できなくてすみません(T-T))

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



<山鹿市学校事務センター紹介>

★業務時間★

毎週木曜日 14:00 ~ 16:40

毎月第2・4木曜日(原則) 9:00 ~ 16:40

事務職員不在の時間帯はご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

☆センター構成☆

センター長 草野富士子(山鹿中)

県費班グループ長 水野 薫(三岳小)

総務班グループ長 佐藤真里(平小城小)

永本幸生(三玉小)

相良公美(山鹿小)

猿渡明子(山鹿小)

金柿潤平(鹿本中)

佐伯涼子(鹿本小)

緒方悠紀(菊鹿中)

福田賢太郎(山鹿中)

水本利奈(鹿北中)

上田亜耶(山鹿小)

緒方美由貴(米野岳中)

森 安彦(鹿北小)

大石将弘(めのだけ小)

宮川美穂(山鹿中)

田中菜摘(八幡小)

中尾理江(菊鹿小)

名越千代美(大道小)



1年間このメンバーでがんばります！

裏面につづく・・・

給与制度の改正点

住居手当の改正【令和2年4月より】

住居手当を以下のとおり改正

- ・ 手当の対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ（12,000 円→16,000 円）
- ・ 手当額の上限を 1,000 円引き上げ（27,000 円→28,000 円）

令和2年4月より前から同じ借家に住んでいる方は、経過措置があります！

《経過措置》

	対象者	経過措置
R 2 年度	R2. 3時点と比較し、住居手当が 500円超減少する者	R2. 3時点の住居手当から 500円を控除した額を支給
R 3 年度	1,000円超減少する者	1,000円を控除した額を支給
R 4 年度	1,500円超減少する者	1,500円を控除した額を支給

※現在の住居に引き続いて居住する場合に限り適用する。

緊急特別企画

給与明細徹底解剖！！

これを知っていたらすごいかも！？



* 期末手当・勤勉手当 *

給与の改定などによる差額が生じたときなど、後から追給されることがあります。

* 日額特殊勤務手当 *

教員特殊業務手当（修学旅行等引率・部活動手当）、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当（教務主任・学年主任・保健主事等）など

* 地域手当 *

民間の賃金、物価が高い地域に住む職員に支給。熊本県は該当なし。

* 宿日直手当 *

正規の勤務時間以外に、宿直勤務や日直勤務を命じられた職員

* 農林漁業普及指導手当 *

農業、林業、漁業の普及事業に従事する職員

* 法定控除額計 *

法的に給与から支給前に控除することが認められている金額。共済長期掛金から財形貯蓄まで（課税対象額の欄を除く）の合計

年月日支給 給与支給明細書 欠勤

所属名	職員番号	氏名	給料表	級号	給料月額	給料の調整額	教職調整額
管理職手当等	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当	単身赴任手当	通勤手当	特種・僻地手当
準特・準尋常手当	月額特殊勤務手当	日額特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	農林漁業普及指導手当
義特別手当	産業教育手当	定通手当	期末手当	勤勉手当	任期付業績手当		支給総額
共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金	共済短期掛金	共済介護掛金				
健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料				課税対象額
所得税	住民税	共済貸付	共済物資	財形貯蓄	法定控除額計	児童手当	差引支給額
		A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額	現金支給額	各種送金額	本人受領額

教職員は適用除外

* 初任給調整手当 *

特殊な専門知識を必要とする職に新たに採用された職員

* 月額特殊勤務手当 *

舎監兼務手当、夜勤手当などの特殊勤務手当

* 産業教育手当 *

農業、水産または工業に関する課程のある教頭・教諭等で実習免許を持つ者

* 定時制通信教育手当 *

定時制課程または通信教育を行う県立学校の職員

【法的根拠】

熊本県立学校職員の給与に関する条例

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例

熊本県職員等の給与簿取扱規程

熊本県教育関係者必携 熊本県編 給与 参照

* 共済貸付 *

共済組合法に基づく共済貸付金の償還額

* 共済物資 *

共済組合法に基づく物資を購入した場合の償還額

給与の口座振込を申請した職員の振込額明細

* 財形貯蓄 *

勤労者財産形成促進法に基づき個人が契約した預貯金等の金額

差引支給額 - A・B・C 口座振込額

★原則現金支給はなし